

令和6年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市流しびなの館の管理運営費	観光・ジオパーク推進課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
645	令和7年度					645

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市流しびなの館の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた鳥取市流しびなの館の運営における質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。
 ・鳥取市流しびなの館の管理運営に関する業務

【これまでの関連する取組】

人事院勧告及び地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員の勤勉手当が支給されることとなったことから、指定管理施設職員の人件費を再算定し処遇改善を行うもの。

現指定管理者	一般財団法人用瀬町ふるさと振興事業団					
指定期間	令和3年度から令和7年度					
現行指定管理料	R3	19,642千円	R4	20,245千円	R5	19,998千円
	R6	19,642千円	R7	19,642千円		
	計	99,169千円	※電気・ガス等価格高騰による経費支援を含む			
変更後指定管理料	R3	19,642千円	R4	20,245千円	R5	19,998千円
	R6	19,963千円	R7	20,287千円		
	計	100,135千円	※電気・ガス等価格高騰による経費支援を含む			

【今後の取組】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
 令和6年10月 変更基本協定書、および変更年度協定書の締結